

令和3年3月18日

各部局等の長

オープンファシリティセンター長 殿

総合安全管理部門長

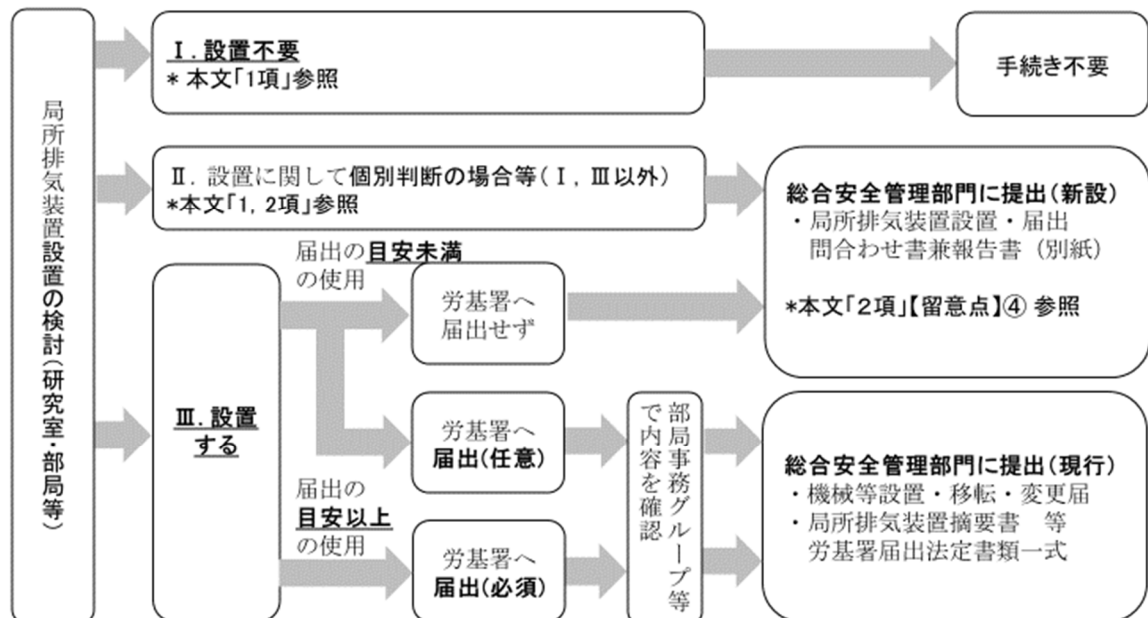
岡田 哲男

局所排気装置の設置及び届出の考え方と手続きについて（通知）

近年、研究室や部局等から、**設置や届出の必要性**に関する相談が増えています。有機溶剤等の化学物質を使用する際は、まず局所排気装置（ドラフトチャンバー等）の設置の要否、次いで労働基準監督署（以下、労基署）への届出の要否を検討してください。この届出のため、設置・移設の2か月以上前より準備を行う必要があります。

ここでは、**設置や届出の判断のための考え方**を示すとともに、総合安全管理部門への問合せ・相談用の**様式**についてご案内します。また、**局所排気装置のうち、届出を行わない装置を総合安全管理部門に「登録」**していただくこととし、用途外使用防止のための掲示や定期点検等を行います。なお、本通知の内容は**通知発信後に設置・届出を検討する局所排気装置に限り適用**します。

ご理解・ご協力の程をよろしくお願いいたします。



局所排気設備の設置及び届出の判断と手続き

1. 設置の必要性判断に関する考え方

有機溶剤及び特定化学物質を定常的に使用する場合は、以下の表に基づき、研究室が部局安全担当と適宜相談の上、設置の必要性を判断してください。また、表の下段の留意点も確認してください。

物質の種類 \ 判断	要設置 (法定)	個別判断 (研究室・部局等、総安部門)	設置不要
・第一種有機溶剤等 (*1)	1 L/月以上	1 L/月未満	—
・第二種有機溶剤等 (*1)	10 L/月以上	2 L/月以上 10 L 未満	2 L/月未満
・フッ化水素酸、ベンゼン、ホルムアルデヒド等 (特化物第三類以外)	使用量に関わらず 全て	—	—
・塩酸、硝酸、硫酸等 (特化物第三類)	蒸気が発散しやすい 実験で、10mL/日、 週 1 回以上の使用 (*2) (推奨、法定義務 無)	—	左記*2 に該当しない場合

第一種有機溶剤等；クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、二硫化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン(*3)

(*3) 法令上第二種有機溶剤であるが、学内使用状況及び有害性の観点より本通知では、第一種有機溶剤等とする。

第二種有機溶剤等；アセトン、ノルマルヘキサン、酢酸エチル、メタノール等
別紙参照

(有機溶剤：有機溶剤中毒予防規則該当物質、特化物：特定化学物質障害予防規則該当物質)

【留意点】

- ① (*1)示した使用量(総量)は、室気積が約 150 m³ 及びそれ以上 (2 単位) の実験室に対応します (150 m³ 以上の場合は 150 m³ とみなす)。150 m³ 未満の室の場合は、室気積と使用量を比例関係として換算した量を用いてください。例えば、室気積が 90 m³ の場合、第二種有機溶剤で 6L/月以上は設置及び労基署への届出が必要で、1. 2L/月以上 6L/月未満は個別判断になります。(有機則第 2 条の適用除外に基づく)
- ② 使用量は、取扱量ではなく消費量です。例えば、3 L の容器から 300mL 分取し、それを実験に使用し実験廃液となった場合は、300mL となります。
- ③ 非定常的に有機溶剤等を使用する場合は、原則設置の必要はありません。使用量が大量等の例外的なケースは、総合安全管理部門にご相談ください。

- ④ **ダクトレスフード等発散防止制御装置**の設置を導入予定の場合は、あらかじめ必ず総合安全管理部門にご相談ください。
- 有機則及び特化則では、発散防止制御装置であるダクトレスフードを局所排気装置の代わりに使用できます。ただし、当フードは一般に**取り扱う化学物質や量が限定**されます。例えば、有機溶剤用の仕様では、シアンやアンモニアなど有害性ガスの使用には適していません。
 - 作業環境測定で第一管理区分（良好）であることが設置の前提条件として求められます。
- ⑤ 法令上の規制の他、粉末状の物質の使用による定常的な粉じんの発生など、実験操作全般を踏まえ設置を判断してください。
- ⑥ なお、空気清浄装置の問い合わせもありますが、有機溶剤には活性炭、酸類には水が有効です。使用する化学物質に応じた装置を選択してください。

2. 労基署への届出の必要性判断に関する考え方

以下の表と留意点に基づき、研究室が部局安全担当と適宜相談の上、届出をするか判断してください。なお、設置・移設の届出のため、2か月以上前により準備を行う必要があるため、早めに総合安全管理部門にご相談ください。

物質の種類	届出が必要な使用量の目安 (室気積が約 150 m ³ の場合)
・ 第一種有機溶剤等(*1)	対象物質の総量で 1 L/月以上
・ 第二種有機溶剤等(*1)	対象物質の総量で 10 L/月以上
・ フッ化水素酸、ベンゼン、ホルムアルデヒド等（特化物、第三類以外）	使用量に関わらず届出
・ 塩酸, 硝酸, 硫酸(特化物第三類)	法的義務なし

【留意点】

- ① (*1)「1項の①②」が同様に適用されます。
- ② 空気清浄装置や排気口が屋上等にある集合式の場合は、増設や更新の際に全体的な風量を見直す必要があり、使用物質や使用量に関わらず、労基署への届出対象となります。
- ③ 届出が不要と考えられる場合でも、将来の使用物質・量の変更等の可能性を踏まえて、部局等および研究室が届出の判断をすることは可能です。
- ④ 新設時に届出をしない場合でも、将来、使用物質、量の変更により届出が必要となる場合があります。設置から長期間経過すると、届出に必要な書類の入手が困難となる場合があるため、新設時には、計算書等の届出書類一式を入手しておくなどを適宜ご検討ください。

3. 手続きについて

次の場合分けに従い、A～Cの手続きをお願いします。(P1のフロー図も参照)

局所排気装置の設置	場合分けと必要な手続き			
	設置		個別判断	設置不要
同 労基署への届出	する	しない	－	－
手続き	A	B	B	C

*上記によらず総合安全管理部門に問合せ・相談する場合：B

*ダクトレスフード等発散防止制御装置の設置を計画する場合：B

【以下、手続きの内容】

- 法定書類一式を総合安全管理部門に提出。
- 局所排気装置設置・届出問合わせ書兼報告書(別紙)**を、**総合安全管理部門**に提出。その際、部局等内での情報共有・確認のため、部局等の安全担当を通してご提出ください。
- 手続き不要。

4. 設置するが労基署に届出をしない局所排気装置の登録と管理

- 上記「3項」で提出された**局所排気装置設置・届出問合わせ書兼報告書(別紙)**にもとづき、当該局所排気装置を総合安全管理部門で「登録」し、必要な管理等を行ないます。
- 当該部局等に宛て、総合安全管理部門長が以下の**注意表示を発行**し送付しますので、**局所排気装置に掲示**し内容について継続的にご留意ください。

注意 整理番号 No.0又はN-YYXXX この局所排気設備は、労働基準監督署へ届出を行っていません。以下の法令で設置を義務付けられている有機溶剤や特定化学物質を定量的に一定量以上使用する場合は、届出が必要です。 ◆有機溶剤中毒予防規則 ◆特定化学物質障害予防規則 20YY/M/D 総合安全管理部門長 問合せ先 (内線XXXX)
--

- 研究室は、未届出の局所排気装置についても届出済装置と同様、性能維持に努め、**局所排気装置の定期自主検査**(年1回)を実施してください。部局等の安全担当は、その旨研究室に依頼してください。

以上

【本件発信元】 総務部安全企画課安全管理グループ 諏訪, 坂本, 井上 (3403, 3409, 7272)

e-mail: sog.anz.kan@jim.titech.ac.jp

【本件問合せ先】 総合安全管理部門 環境・安全推進室 加藤 (7750)

e-mail: envpro@envpro.titech.ac.jp

別紙

令和 年 月 日

総合安全管理部門長 殿

部局名等 ☐☐☐☐☐専攻名等 ☐☐☐☐☐研究室名 ☐☐☐研究室責任者名 ☐☐ ☐☐

局所排気装置設置・届出問合わせ書兼報告書

局所排気装置の設置または届出に関する問合わせを行う場合、【基本情報】に加えて、内容に応じ下記【1】【2】に適宜記入しご提出ください。

【基本情報】

1	研究室責任者	連絡先	E-mail :	内線 :
2	使用場所 *建物情報システムの表示で記載してください	建物名		
		室番号		
3	室気積(幅×奥行×高さ)		m ³	
4	部局安全担当	氏 名		
		連絡先	E-mail :	内線 :

【1】局所排気装置の設置に関する問合わせ

1-1	第一種及び第二種 有機溶剤等	物質の名称	使用量(mL/日)
1-2	換気状況	☐ 特に換気の無い室（最低限の自然換気） ☐ 全体換気（建物内換気又は家庭用の換気扇） ☐ 工業的な全体換気（工業的な大型換気扇） ☐ 密閉容器内での取扱い ☐ その他（ ）	
1-3	1日あたりの作業時間	(例) ○ 時間	
1-4	使用頻度	☐ 週1回未満 ☐ 週1回 ☐ 週2回 ☐ 週3回 ☐ 週4回 ☐ 週5回以上	
1-5	状況 (*)	(例) ・大型の金属材料の拭き取り作業（発散が大きい）にアセトンを3L/月程度使用するため ・部局と相談して検討し判断した	

*：ダクトレスフード等発散防止制御装置の設置を計画する場合は、装置のカタログのコピーを添付

【2】「局所排気装置を設置するが、労基署に届出をしない場合」の報告

2-1	型	カタログのコピーを添付してください	
2-2	第一種及び第二種 有機溶剤等 *該当物質を使用しない場合は 酸のみ等を記載してください	(例) 物質の名称	月間使用量 (L/月)
		アセトン	2
		ノルマルヘキサン	1
		クロロホルム	0.2
2-3	届出を行わない理由	(例) 安全担当教員の〇〇〇〇が確認 〇〇部局安全衛生委員会で確認 (各部局等のルールに従って決定)	

以下、総合安全管理部門 処理欄

確認日	
確認担当	
注意事項の整理番号	
注意事項送付日・担当者	

【提出先】

(大岡山地区) 総務部 安全企画課 安全管理グループ

e-mail : sog.anz.kan@jim.titech.ac.jp

(すすかけ台地区) 総務部 すずかけ台総務課 すずかけ台安全管理グループ

e-mail : suz.anzen@jim.titech.ac.jp